

令和 8 年第 1 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 8 年 1 月 19 日(月) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分 浜松市役所 8 階 全員協議会室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 23 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
 足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮
 平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、中村千ひろ㉒
 鈴木要㉓、高林美智代㉔

欠席委員 1 名

内山進吾⑪

事務局職員 12 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二、
 青木善敬、笠原直人、佐々木朝飛

3 傍聴者 1 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- | | |
|---------|------------------------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 4 条の規定による許可について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 5 条の規定による許可について |
| 第 4 号議案 | 非農地証明について |
| 第 5 号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 第 6 号議案 | 農用地利用集積等促進計画案への意見について |

(2) 報告事項

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 報第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 4 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 報第 5 号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について |
| 報第 6 号 | 農地の地目変更登記に係る報告について |
| 報第 7 号 | 農業用施設証明について |

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、只今から令和8年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号12内山進吾委員となります。
また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

会長 それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。
皆さん、こんにちは。そして、新年明けましておめでとうございます。
今年は、午年ということであります。60年に一度の丙午の年ということで、丙午の年には出生率が下がるということと火事が多いと言われておりますが、これは迷信ということでもあります。しかし、最近、山火事があって、なかなか消火が困難になっている。乾燥が続いているということでもあります。火の用心には十分に気を付けていただきたいと思えます。

一方で、午年というと飛躍の年、チャレンジの年ということを言われております。ぜひ農業委員会も挑戦の年としたいと思っております。全国の市町村の中で、浜松市は農業産出額が6位ということでありますが、もっと上に上げましょうということ、自分たち農業委員も皆さんにもっと農業を盛り上げようということをお伝えしていきたいと思えます。

また、農業を盛り上げると簡単に言っても、なかなか盛り上がりません。新規就農者、担い手、また一番大きい力になるのが「女性」がキーワードだと自分は思っております。やはり女性が元気だと、農業、産地は元気になるというのは、当たり前のことです。浜松もぜひですね、女性に元気になってもらいたいと思っております。

また、農業が儲かっても、農家の息子が継がないという現状もあるわけです。どういう原因かという、畜産とか園芸などは、毎日が忙しい、休みが取れないということ、若い人が入りにくい、後継者が育ちにくいということがあるのかもしれませんが、自分である程度仕事ができれば、あとは自由に時間が取れる。また、従業員を入れることで、自分の休みが取れるということもできます。本当に知恵を絞って、儲かる農業を目指していきたいと思っております。また、新規就農者は、すごくみんな頑張っていて、多い人は100人の従業員を使っている方もいます。しかし、そのやる気のある新規就農者が、次にバトンタッチするときに、その息子さんなり次の人が、そこまでは無理かなとなったときに、やる気のない人がやるのは無理なので、その一代はできても、次につながっていけないとなると、耕作放棄地がどんどん増えてしまう。売買で農地を増やしていった人はともかく、貸借で期限が切れた小さな飛び地の農地というのは、どうしてもこれから耕作放棄地になりやすいということで、ここは最適化推進委員の皆さん、そして農業委員の皆さんに今からですね、ここが荒れないようにどうするかということをお考えいただきたいと思えますし、一緒に考えていきたいと思っております。また、少

子化になってきていて、これから5年先、人がいないということで、規模拡大したにもかかわらず、縮小するしかないというときに、必ず来ると思っております。その時にどうするかということも、想定内で考えていかなければならない。作る作物も考えていかなければならないと思っております。今、畜産が循環型農業ということで畑に堆肥を入れて、土をふわふわにして、いい作物を作ろうということで、みんな頑張っているんですが、そこに分家住宅ができたり、家ができたりすると、その堆肥のにおいて苦情が来るということもあって、堆肥をまくときには、畑の近隣の人に連絡をしましょう。また、除草剤をやるときにも、子どもとか動物のためにも害があってはいけないので連絡をしましょう。消毒するときにも洗濯物に掛かってはいけないので、周りの家には連絡しましょう。どんどん農業に大きな壁ができていっているわけになります。本当にやりにくい状況になってくるのかなと思っております。ここを乗り越えるためにも、現実と理想を求めて、自分たちが今どうするべきか、10年後、困らないように皆さんが考えなければ、将来はないと思いますので、農業委員、最適化推進委員の皆さんには、知恵を絞っていただき、地域計画をしっかり作って農地を守っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。誠に、恐縮ではありますが、新年の私の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくをお願いします。

それでは、只今から、令和8年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号19番の水崎久司委員、議席番号20番森下孝雄委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号1番外35件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が25件、贈与に係る案件が6件、貸借に係る案件が1件、使用貸借に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が2件でございます。

また、新規の方は9件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案6ページ、地区「佐久間」、整理番号36番は所有権の売買に係る案件でございます。

譲受人は、 の さん、 歳でございます。 さんは、これまで15年ほど農業経験がありますが、この度、申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。

申請地は、 の畑、1筆で、取得後は、既存のハウスも使い、神事

に使う蓼、ドライフラワー用の花の栽培をしていく計画でございます。

申請者は、耕うん機、草刈機を所有する予定です。また、現在の居住地は[]ですが、近隣にある宅地、建物も同時に取得し、転居を予定していることも確認しております。収穫できた作物は[]で販売を予定しております。

この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴 木 満 彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 23番[]の案件ですが、担当調査員から生育が不十分というご指摘がございました。度々のことでございますので、今日も事務局の担当の方からお願いをして、経産省の見解、農水省の見解を踏まえ、今後の営農型太陽光発電事業に対する、我々としての共通の認識が持てるかどうか、今後議論が必要だと思っております。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会森下委員からお願いします。

森 下 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事
務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案7ページをご覧ください。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明
いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号1番外4件でございます。
転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設関連が2件、自己用住宅関連が1件、貸
駐車場が2件でございます。
また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が1件、第1種農地が1件、第3種農
地が3件でございます。
なお、是正案件は1番、2番、3番、4番です。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 最後に、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。 事

務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 1 番外 57 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 33 件、事業用の建物関連が 3 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 2 件、一時転用が 5 件でございます。

農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 7 件、第 3 種農地が 35 件でございます。

なお、是正案件は 56 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 12 ページ、地区「花川」、整理番号 23 番をお願いします。

■■■■■■の畑 3 筆 7,937 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■■に本店を置き、■■■■■■を営む法人です。

現在、■■■■■■に工場があり、老朽化のため建て替えを検討しましたが、既存敷地が手狭のため、新たな工場の建築を計画しました。■■■■■■に加工所があり、受注先が■■■■■■に集中しているため、交通の便が良い本申請地に新たに工場を新築し、全面移転を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■■■の北東約 1.2km に位置する農地で、現在は耕作しております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、駐輪所、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り工と緑地を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内に新設する側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「芳川」、整理番号 24 番をお願いします。

■■■■■■の田 9 筆 6,433 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■■に本店を置き、■■■■■■業を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、

許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の北東約1.8kmに位置しており、現在は耕作放棄地となっております。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積4,797㎡、最大掘削深10m、総掘削量は25,289㎡を予定しております。

工事期間中は、最大5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は地元の認定農業者に貸付けし、ブロッコリーを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案16ページ、地区「北浜」、整理番号50番をお願いします。

[]の田7筆、畑9筆、計16筆8,334㎡について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の南東約600mに位置しており、現在は保全管理されております。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積6,050㎡、最大掘削深10m、総掘削量は30,689㎡を予定しております。

工事期間中は、最大5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は土地所有者が水稻やキャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 特に問題はありませんでした。7番と16番については、[]ということで、調査員からは何でもいいのかと事務局に対して話がありましたけれども、事務局の方から都市計画法であるとか、いろんな法律の関係の説明を受けたということで、調査員の方も

ご理解いただいたようであります。

- 議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。
谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。
江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
足 立 24番ですけれども、ただいま説明がありましたけれども、私たちのところで初めて行
った砂利採取の案件でございました。先ほどの説明の中で良質土という説明がありまし
たけれど、良質土と書面ではそうなっていますけれども、説明の中では良質土という言葉
は出なくて、建設発生土という表現でありました。それから埋め戻しの土には以前から
不安を持っていまして、いろいろ質問したんですけども、29項目くらいは分析して県に
提出しているという報告でした。このヒアリングでは、特にコンクリートの中に入れる
砂利だと、ちょっと小さめの砂利を計画しているという説明でした。私は何で県だけに
報告するんだ、コピーをもらえないかと言ったところ、渡せませんということになりま
した。やっぱり地主の方にはどういう土を埋めましたかと求める権利があると思いま
す。提案ですが、幹事長にお願いしたいと思えます。浜松市農業委員会の後藤会長の名
前を使って、ここの分析表の結果を回答願いたい、そういう回答書の依頼を出せるかど
うかわかりませんが、お願いしたいと思っていますので、前向きな検討をよろしく
お願いします。以上です。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。
袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。
島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
- 議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
最後に、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
- 森 島 会長。
議 長 はい、森島幹事長。

- 森 島 先ほど、幹事長に依頼がございましたので、お引き受けをいたしまして、三役会あるいは事務局の皆さん方と協議をさせていただいて、然るべき対応をさせていただきます。よろしくお願いたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
先ほど足立委員から質問がございましたが、事務局の吉山さんから回答をお願いします。
- 吉 山 はい、調整グループの吉山です。分析結果が業者の方から渡せないということではなく、県に提出する公文書となるので開示していかどうか、県に問い合わせから返事をさせていただきますということで、今保留になっているかと思います。確認を取りまして、もし事業者の方から、県に言ってダメだよということでしたら、うちの方からも県の環境の方に確認をさせていただいて、何かしらご提示できるような形で調整を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 足立委員よろしくお願いたします。
他にはよろしいですか。ないようですので、それでは採決いたします。
第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第4号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 石 田 それでは、お手元の議案19ページをご覧ください。第4号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 山 田 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号1番外1件でございます。
地区「天竜」、整理番号1番の申請地は昭和56年と平成9年に工場が建築され、宅地利用されているものです。
地区「佐久間」、整理番号2番の申請地は大正12年に住宅が、昭和46年に住宅(離れ)、車庫、物置が、平成7年に車庫が、平成22年に車庫が建築され、宅地利用されているものです。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第4号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 石 田 それでは、お手元の議案21ページをご覧ください。第5号議案「相続税の納税猶予に

関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

縣 「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も継続して農業を行うと認められることが条件となります。これらの条件を満たしていることを農業委員会が証明するものが、適格者証明です。

今月の申請案件は、地区「芳川」、整理番号1番1件でございます。

被相続人は、[]に亡くなられた、[]さんです。相続人は、[]の[]さん[]歳です。[]さんは現在、申請地において会社員として働きながら農業を営んでおります。

申請地は、[]の畑1,355㎡です。

令和7年11月に本人立ち合いのもと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。その結果、主に玉葱を耕作していること、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、申請者への聞き取りにより、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、そして申請者自身も今後継続して農業を行う意思があることを確認しました。これらの事実に基づき、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当であると判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
足 立 (挙手)

議 長 はい。足立委員。

足 立 あのこれ、私のところですけども。事務局も見に行っているんですね。私も見に行っているんです。なぜ同じ日に同一步調で見ないんですかね。

縣 現行の手続きについてご説明します。

まず、農業委員会窓口にて申請者からの相談を承ります。その際、申請者と事前調査の日程調整を行います。

次に、事務局職員が現地調査を実施し、案件に問題がないことを確認いたします。

この事務局による一次調査の後、農業委員の皆様へ二次調査をお願いする流れとなっております。

足 立 前はね、昔は農業委員と事務局と2名で見たんですよ。その時に、こういうところを見るんだよって注意されました。なぜ言うかという、前にこれをやって出したところ、事務局から指摘されて、これでは困る、作り直してくれということで修正したことがあります。そういうことなら、一緒に見たほうがいいじゃないかと、私はそう思っていますので、二段構えで見るっていうのも、やっぱり一緒に見て、どういうところを見ているかという視点が違いますので、どのくらいまでの範囲がいいかということ。ぶっちゃけて言いますけれど、ここへ行ったときに、旗竿地のところに入らなかったですよ。ですので、2回出直して来たんですよ。そういうこともありまして、事務局は事務局、農業委員は農業委員でまた見に行くのではなく、一回で見てどうだと、いつもそう思っています。前はそうやっていただいたんですよ。なぜそういうふうになっちゃったのか、できるだけ一緒に見た方がいいと思っていますので、今後考えていただきたいと思いま

す。

縣 事務局では、正式な申請が提出される前の段階で、事前調査として現地調査を実施しております。この調査の際、農業委員の皆様が立ち会いをご希望される場合は、ご連絡させていただくことは十分可能であると考えております。

つきましては、農業委員の皆様の現地調査への参加について、検討してまいりたいと思います。

議 長 今後そういう形で進めていけるようにしたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、ご意見もないようですので、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第6号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第6号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

武 田 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1枚めくっていただきまして、「農用地利用集積等促進計画(案)内訳表」の「5分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計559筆、407,752.26㎡でございます。

貸借の始期は令和8年3月20日、売買の移転の時期は令和8年3月30日ほか計画案のとおりとなります。

その次の1ページから明細を掲載しております。

1ページから25ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、27ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

29ページから39ページは、機構である公社が農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地農地を買い入れて、認定農業者等へ売り渡す、機構を介した売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第7条において「農地売買等事業」として特例的に認められているものです。

1番から183番は、村楡保令地区において行われる土地改良事業に伴う売買で、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを行う部分の計画です。なお、令和7年7月開催の総会にて、農地所有者から公社への買入れについての意見を求めた計画のうち、農地所有者から公社への所有権移転が完了したものが今回の対象です。184番は、農地所有者から公社への買い入れと、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを一括で行

う計画です。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、「特段異議はございません」という回答をすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第1号から第7号までを、事務局から報告をお願いします。

石 田 議案25ページをご覧ください。

報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

石 田 ・選挙活動について

・西部地区農業委員会協議会研修会

日時 令和8年1月29日(木) 午後2時から(受付は午後1時30分から)

場所 可美公園総合センター ホール

・令和8年第2回農業委員会総会

日時 令和8年2月16日(月)午後2時30分から

場所 北行政センター 3階 31・32会議室

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第1回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時30分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員